省令

○厚生労働省令第百五十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六十三条の五の三　法第四十七条第一項第二号の基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一・二　（略） 三　インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。	**第六十三条の五の三**　法第四十七条第一項第二号の基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一・二　（略） 三　インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。
（職業能力検定の認定） **第七十一条の二**　厚生労働大臣は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下この条において「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 2　（略）	（職業能力検定の認定） **第七十一条の二**　厚生労働大臣は、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下この条において「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百九十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第七十一条の四の規定に基づき、職業能力検定認定規程（昭和五十九年労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の申請） **第三条**　（略） 2　認定を受けようとする事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下「団体等」という。）は、職業能力検定認定申請書（様式第二号）に前項各号に掲げる書類及び当該団体等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる規定（次条第二項において「定款等」という。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 3　（略） （変更の承認等） **第四条**　（略） 2　認定事業主等は、事業主の場合にあつては事業主の名称又は所在地を、団体等の場合にあつては団体等の名称若しくは所在地又は定款等を変更したときは、遅滞なく、変更の内容及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。	（認定の申請） **第三条**　（略） 2　認定を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、職業能力検定認定申請書（様式第二号）に前項各号に掲げる書類及び当該団体又は連合団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる規定（次条第二項において「定款等」という。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 3　（略） （変更の承認等） **第四条**　（略） 2　認定事業主等は、事業主の場合にあつては事業主の名称又は所在地を、事業主の団体又はその連合団体の場合にあつては事業主の団体又はその連合団体の名称若しくは所在地又は定款等を変更したときは、遅滞なく、変更の内容及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

その他告示

○内閣府告示第百二十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第四十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年十一月五日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道札幌市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　第二次札幌市アイヌ施策実施プラン

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）